

2025年2月14日

左京税務署長 殿

3・13重税反対左京地域実行委員会

左京民主商工会 会長 三宅 良成

全京都建築労働組合左京支部 支部長 松田 明

年金者組合左京支部 支部長 藤井 伸生

3・13重税反対全国統一行動・集団申告の受け入れと收受日付印押なつの継続、税制・税務行政の改善・是正を求める要請書

物価高騰が止まりません。中小業者は懸命の努力で売上を伸ばし、経費の節減に取り組んでいますが、仕入れ・経費の高騰が売上増に追いつかず、利益を圧迫しています。多くの中小業者が厳しい経営状況の中、事前通知を行わず査察まがいの調査手法が横行し、納税者の実情を丁寧に聞くことなくまた「納税緩和措置」を活用できることも知らず回収ありきで売掛金の差押えを安易に行うなど、強権的・乱暴な税務行政が目立ちます。東京商工リサーチは昨年12月、「税金や社会保険料の滞納が一因の企業倒産が急増している」、「『税金滞納』倒産が過去10年で最多」、「前年同期から2倍」と伝えています。納税者の権利を後退させる税務行政を許すわけにはいかないという思いです。

そうした下で、今年も確定申告期を迎ますが、国税庁が確定申告書をはじめあらゆる税務署への提出書類の控えへの收受日付印の押なつを今年1月から行わないとしたことに、多くの納税者に不安と怒りが広がっています。

国税庁は押捺廃止の理由として、「政府の『デジタル社会の実現に向けた重点計画』等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務行政のDX化を進めている」ためとしています。

しかしながら多くの納税者が紙による確定申告を行っています。政府の方針を踏まえてと言っていますが、押捺を廃止するのは国税庁のみです。他省庁等との事前のすり合わせもおこなわず、このことにより他省庁が管轄する事業における申請手続き等で紙による手続きを行う納税者が不利益を被る懸念がぬぐえません。私たちは昨年(2024年)12月20日に大阪国税局と懇談し、押捺廃止に係る様々な疑問や懸念について尋ねましたが、ことごとくまともな回答はなく、回答不能に陥っている状況でした。

こうした状況で、強引に押捺廃止を実行するのではなく、貴税務署が納税者の声に耳を傾け、貴税務署の判断で柔軟な対応を取られるよう強く要望します。

その他税制・税務行政の改善・是正を求め、下記事項を申し入れます。

1. 集団申告の受け入れと收受日付印押捺の継続に関する事項

- ①3・13重税反対全国統一行動の一環として行う集団申告について、従来通りの対応をおこなうこと。
- ②申告書類等の提出にあたっては、これまで通り署員を配置し、一人ひとりの納税者に相対し、署員が対面で書類を受け取るとともに、その場で提出書類に收受日付印を押印し、併せて税務署長の判断で控えへの押捺も継続し行うこと。
- ③万一にも確定申告書など提出書類の控えに收受日付印の押捺をしないというのであれば、提出書類に收受日付印が押された時点でその書類の写真撮影を許可すること。
- ④「申告書等」への收受日付印押捺廃止に伴う行政機関や金融機関等とのトラブルが発生した場合、貴税務署総務課が窓口となって納税者の申し出に対応し、トラブルの解決を図ること。

2. 税務行政に関する事項

- ①税務相談の停止を命令するには、(1)税務相談の内容が脱税や不正還付を指南するものであるかといった要件の該当性について個別に確認する、(2)納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置を取る必要があるかどうか個別具体的な事実関係に基づいて判断する—という「二重の制約」があり、行政手続法に基づいて弁明の機会が付与されることが国会で答弁されており、「令和5年度 税制改正の解説」にも示されている。また「納税者同士で一般的知識を学び合うといった、現在の税理士業務である税務相談に該当しない取組を対象とするものではない」とも答弁されている。このことを署内に徹底すること。
- ②脱税や不正還付の指南とは関係のない私たちが行ってきた納税者同士の自発的な学習・相談活動については規制の対象にはならないことを明確にすること。
- ③マイナンバーカードの取得、税務署への提出書類への個人番号の記載は任意です。法的根拠のない個人番号の記載要求はしないこと。また個人番号不記載でも、納税者への不利益な扱いはしないこと。

- ④確定申告書記入にあたり所得税法で定められた必要事項(所得税法120条)以外の記載を求めないこと。また収支内訳書の添付がなくても申告書を受け取り、添付の強要はしないこと。未提出者への督促は行わないこと。
- ⑤税金の還付について収支内訳書の添付は必要要件ではありません。収支内訳書の添付がなくても法に基づき直ちに納税者に還付すること。
- ⑥納税者を置き去りにしたデジタル化の推進はやめること。法人税や消費税の紙の申告書を送付しないことは、自主申告権に関わる重大問題であり、申告書は従来通り送付すること。また、引き続き税務署で申告書を受け取ること。
- ⑦税務調査にあたっては、国税通則法に定められた通り、「事前通知」を厳守すること。調査日時については納税者の実情を聞き、柔軟に変更すること。
- ⑧国民の権利行使である税務調査等での立ち合いを認め、税務署の都合で立会人がいることをもって税務調査が進まない場合、納税者への不利益な扱いをしないこと。
- ⑨物価高騰の下で納税が困難な納税者の相談に対し、納税緩和措置を積極的に活用し、納税者の生活実態を無視した強権的な徴収は行わないこと。執行停止を実情に即して積極的に適用すること。納税相談は所轄の税務署で行えるようにすること。
- ⑩税務調査と行政指導とは厳密に区別し、特に行政指導の場合は国民の質問に対して納得のいく説明を行うこと。

3. 税制に関する事項

- ①コロナ禍や物価高騰の対策として世界110を超える国や地域で実施されているように、直ちに消費税の減税を行うこと。
- ②多くの小規模事業者やフリーランスを廃業に追い込み、地域経済や文化に多大な影響を及ぼすインボイス制度は直ちに廃止すること。
- ③2025年度税制改正の大綱に盛り込まれた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(防衛特別法人税の創設、加熱式たばこの課税方式の見直しなど)は行わないこと。軍拡大増税は中止し、平和外交に徹すること。
- ④「生活費非課税」、「応能負担の原則」を基本に、課税最低限を大幅に引き上げるとともに、不公平税制を正し、必要な財源を確保すること。税制に関する事項については、関係機関に上申すること。